

第 28 回宇治市廃棄物減量等推進審議会議事録

【日時】平成 23 年 11 月 24 日（木）午後 2 時から午後 4 時 00 分まで

【場所】宇治市役所 8 階大会議室

【概要】

（開会）

事務局挨拶

委員・事務局職員紹介（事務局）

「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」第 9 条第 2 項に基づく、委員の過半数の出席により本会議が成立していることの確認・報告（事務局）

座長選出

正副会長互選

正副会長 就任のあいさつ

議事進行

「宇治市審議会等の会議の公開に関する指針」及び「宇治市廃棄物減量等推進審議会会議傍聴に関する要項」に基づき、公開で審議されることの確認

事務局より「開催案内で掲げていた議題『その他プラスチック製容器包装の処理について』は、次回以降の審議会で報告する」旨の報告

報告 「宇治市指定ごみ袋制の導入について（報告）」

（事務局説明）

（指定ごみ袋の規格のサンプルを回覧）

（質疑応答）

委員： 資料における指定ごみ袋制の導入日程について、市民説明会を 4 月から行い、第 2 期では各種団体の要望に応じて職員を派遣されるということだが、（試行導入開始の）6 月までの二ヶ月間で市内を回りきれぬのか？

事務局： 説明会は、6 月以降も引き続き開催していく。また、完全導入実施の 10 月以降も必要に応じて随時開催し、「指定ごみ袋制」について市民の方にきちんと理解いただけるように努めたいと考えている。

その説明会の開催体制については、現在検討中。

会長：（指定ごみ袋制等について）関心の高い方は説明会に参加されると思うが、そうでない方、あるいは自治会に入られていない方に対しての周知は、パンフレットの配布など（の手法）を考えているのか？

事務局： 来年 6 月からの試行・移行期間において、環境意識の高い方はすぐに指定ごみ袋への切り替えをしていただけたらと思うが、随時ごみ収集現場からの情報を吸い上げて、全体的に切り替えが遅い地域があれば、例え要望が出てこなくても市側から積極的に職員を派遣し、市民の方と直接ふれあいながら個々に啓発をしていこうと考えている。

委員： 市販品の袋をごみ出しに使用されている方は、（指定ごみ袋制についての）広報がこれから進んでいけば透明（または白色系半透明）の袋を購入されるようになると思うが、今までで結構、スーパーの（レジ）袋をごみ出しに使用されているのを見受けている。

（レジ）袋の多くは有償ではなく無償で配布されており、コスト削減のためまとめて大量に製造されている。それも 1 ヶ月、2 ヶ月のスパンではない。

（指定ごみ袋制への移行後も）従来通り（レジ）袋でごみを出される可能性が高いし、その（レジ）袋が透明（もしくは白色系半透明）なものだと喜ばれると思う。

小売店に対して事前に（指定ごみ袋制についての）説明をされるとのことだが、（（レジ）袋の透明または白色系半透明への切り替えがし易いように）早くされた方がいいと思う。

事務局： ご指摘の通り、各小売店業者に対しては、もちろん強制力はないけれども、（事前説明を行って）市の方向性の趣旨をご理解いただき、今後作り置きされるレジ袋は透明（もしくは白色系半透明）化していただいて、それを（ごみ袋として）有効活用いただけるようにしたいと考えている。

その時期だが、宇治商工会議所にご相談し、事業所にご迷惑をかけないようできるだけ早く（指定ごみ袋制についての）通知をさせていただく準備をしているところである。

会長： 市販品の（規格を満たす）ごみ袋について、「どこで売っているのか」という問い合わせが出てくるだろうし、来年 6 月より以前に店頭に並んでいるのが望ましいと思う。

販売に協力してくれるところは、目途が立っているのか？

事務局：（規格を満たすごみ袋の販売については）強制はできず、あくまで協力依頼するというしかできないので、市側では、協力していただける店舗情報の把握ができていますか？というご質問としてご回答する。

商工会議所会員である事業所については、商工会議所にご協力いただくことで一定把握できる目途があるが、例えばコンビニエンスストアのフランチャイズ店のように会員でない事業所については、当方で電話帳を繰ったりインターネットで検索するなどして、把握に努めたいと考えている。

会長： その情報を一覧表に（して公開）する、ということについてはどうか？

事務局： 指定ごみ袋制の方式が「市規格品」であるならばそれは必要だが、今回導入するのは「一般に流通する市販品」、または非売品でも透明または白色系半透明であれば使用できる方式であるので、検討はしてみるが、今のところ情報提供は考えていない。

委員：（指定ごみ袋の規格の）サンプルを見せていただいたのだが、（白色系半透明の袋のうち）新聞紙の文字が見えるもの、見えないもの（の違い）について、（基準が分かりにくく）混乱が起きると思う。

文字が少々読みにくい袋でも、見方によっては「これくらいだったら大丈夫だろう」と出されるケースが多いのではないかと。

（完全導入実施後は）使用されたごみ袋が規格に合わなければ、従来のやり方と同じように、啓発シールを貼ってそのごみを残していくことになるのか？

事務局： 「白色半透明の袋の基準」（の啓発）について、というご質問としてご回答する。

市でも「白色半透明」を認めるか認めないか、ということは一番の問題点としてとらえ、検討してきた。

指定ごみ袋制導入にあたっての大きな留意点は「いかに市民の皆さんの負担を少しでも軽減するか」ということであり、そのために既存のレジ袋の活用について検討を重ねた結果、やはり透明だけでなく半透明（の基準）を認めた方が市民負担の軽減につながると最終的に判断した。

ただ、ご指摘の通り、半透明の基準を認めるが故の混乱は当然生じると考えている。事実、市政日より11月1日号に指定ごみ袋制導入についての記事を掲載して以降、たくさんの市民の方からご質問・ご意見をいただいたが、「『白色半透明』（の基準）が、どこまでが良くてどこからがダメなのか」という趣旨のものが多

かった。

市側では、指定ごみ袋の「導入」は、それ自体が目的ではなく「ごみの減量」あるいは「ごみ分別の徹底」が目的であり、その達成のための手段である、というところに軸足をおいて運用していく。まずは、市民説明会で（今回お見せしたような）サンプルを持参して分かり易い説明に努める。

ただ、明らかに指定ごみ袋ではない、例えば有色の半透明であったり、真っ黒な中身の見えない袋であれば、（そのごみは）啓発シールを貼付して収集しない方向で考えている。

会長： どちらかと言うと、透明の袋より半透明のものの方が少し分厚いように思う。

つまり、透明になればなるほど袋は薄くなり、燃えないごみのような重量のあるごみの排出に使用されると破れる可能性が高くなる。

指定ごみ袋の基準には「分厚さ」はないが、収集時に破れてしまうような薄さのものであっても OK とするのか？

事務局： ご指摘のとおり、今回の指定ごみ袋制の基準には「厚さ」は設けていないので、正直、基準は満たしていても薄い袋ゆえの新たなトラブルが発生する可能性はあると懸念している。

そういったことも踏まえて、市民の皆さんにご迷惑をかけないように、しっかりと市民説明会等で説明したり十分な広報に努めたいと考えている。

委員： これまでは実際、燃えるごみの中に燃えないごみが混入していても収集してもらっていた。

指定ごみ袋制に移行してからは、ごみ袋の中身が見えるようになるのは良いのだが、（ごみ出しの）ルールとしてそういった混載ごみは収集しない、ということになると思う。

ごみ定点では、（その地元の方が）出されたごみに黄色い網を被せてカラス等対策をされているが、いつまでも混載ごみが放置されていると、網が片付けられず（地元で）担当されている方が大変困る。

こういった問題は町内で考えてもらった方がいいのだろうけれども、自治会に加入されていない方、ワンルームマンションにお住まいの方等に対して（の啓発）は難しく、また違った意味の問題が出てくると思うが？

事務局： ルールに沿っていない（出し方をされている）ごみは（収集せずに）置いていくことになるが、ご指摘のとおりそれによって、ごみ定点の清掃・管理を担当されている方や町内会の役員さんにどんどん負担がかかり、困られることにな

る。

市としては、ルールに沿わないごみを残して行ってそれで終わり、ではなく、もう少し積極的に、直接市民の方とふれあい、「このごみはこういった理由で収集できないのです。」「このように分別ができていないことによって、こういった問題があるのです、環境に影響や負荷を与えるのです。」といったことを一つ一つ伝えていくなど、地道に広報啓発をさせていただき、ごみ当番の方や町内会の方にご迷惑をかけないように努めていきたいと考えている。

委員： 商品を購入する際に受け取るレジ袋をそのままごみ袋として使用できるのが一番望ましいと考える。

以前、自分の経営する店で、お客にお渡しするレジ袋が燃やせるのか燃やせないのか、という疑義が生じた際、確認の上で「この袋は燃やしても大丈夫です」という文言を袋に印刷して対処したことがある。

同じように、事業所に対して、袋に「ごみ袋として使えます」「使えません」といった文字を、今すぐではなくても次の発注の際に印刷してもらうようお願いすることもいいのではないか。

事務局： 貴重なご意見をいただいたので、検討させていただく。

報告 「平成 18～22 年度ごみ処理実績について」

(事務局説明)

(質疑応答)

委員： 「もえるごみ」について、自衛隊(の自己搬入量)は、平成 20 年度まではそれなりの量があるが、21・22 年度は 0 になっている。一方で「もえないごみ」では排出がある。なぜか？

事務局： この資料で示している自衛隊のごみは、「自衛隊」としての業として出された事業系のものではなく官舎から、具体的には大久保自衛隊の、隣接している伊勢田官舎からではなく敷地内にある官舎から出たものについて示している。

ご質問について、本来これらのごみは家庭系として位置づけられるので市が収集すべきものだが、(自衛隊側からの申し出により)自衛隊の訓練の一環として、以前は「もえるごみ」「もやさないごみ」いずれも独自で収集して処理場に運搬されていた。

「もえるごみ」については、自衛隊側の事情により平成 21 年度から、市が収集

する（本来の）形に戻っている。

であるので、「もえるごみ」自衛隊自己搬入量が、20年度の102.91tから21年度以降0トンになっているのは、ごみの量が急に減ったということではなく、この分が市収集量家庭系に計上されることになった、（つまり）収集の区分と体制が変わった、ということでご理解いただきたい。

「もえないごみ」については、引き続き自衛隊側で自己搬入されているので、そのまま計上して記載している。

委員： 普通の企業の場合は、「事業系ごみ」という位置づけで事業主が処分場に搬入することが当たり前だと思うのだが、なぜ自衛隊だけそのような形がとられるのか？

事務局： 「自衛隊だけが」ということではなく、一般の官舎、公舎からのごみについても、（そこにお住まいの）家族の方が出されているものについては、家庭系一般廃棄物と位置づけられ、行政が責任を持って収集すべきものであると考えている。今正確なことは把握していないが、例えば教員住宅のようなところも市で収集しているはずである。

一方で、自衛隊側がその業として出されるごみは、もちろん自己処分されている。その中で、事業系一般廃棄物と位置づけられるものはこの実績表の中に計上されているし、産業廃棄物であるものは、市では実績等は把握していないが、そのルールに則って粛々と処理されているはずである。

委員： 自衛隊敷地内の官舎からのごみは、完全に事業所内のごみだという判断が必要ではないのか？

例えば、企業内の敷地に独身寮なり何なりの宿舎があったとしたら、そこから出るごみは事業所（からのごみ）として処理されているはずだと思うけれども。

（また）なぜ自衛隊だけが、（敷地の）外側の官舎と内側の官舎（からのごみ）を分けた形をとられるのか、よく分からないが？

事務局： 例え官舎であったとしても、そこにお住まいの方が、業ではなく日々の生活で排出されるごみは、廃棄物処理法上、家庭系の一般廃棄物に位置づけられ、本来そのごみは市町村の責任で収集すべきものであると考える。

本件における自衛隊のごみについては、官舎からのごみの一部分について「訓練の一環として運搬したい」という要望を受けて以前から自己搬入されていたものである。

「敷地内、敷地外」という区分ではなく、「日々の生活の中で出されたごみなの

かどうか」ということが、廃棄物処理法上、家庭系か事業系かの（区分の）スタートになる。家庭系ごみは全て一般廃棄物と位置づけられ、一般廃棄物ならば排出場所にかかわらず市町村が回収する、ということになる、と考えている。

委員：平成 30 年度に向けての再資源化目標値が出ているのだが、21・22 年度のリサイクル率が下がっているという状況の中で、（19 年度と比較して）3%（向上させる）という数字はかなり大きな目標だと思う。

先に話のあった指定ごみ袋制導入の部分だけでこれだけのことができるとは思えないのだが、他に何か施策を考えているのか？

事務局：リサイクル率の向上に向けての方策だが、まずは、指定ごみ袋制の導入による分別の徹底、それによりリサイクル率の向上が期待できる。

次の一手として、城南衛生管理組合が、27 年度の奥山不燃処理施設の更新に伴って新たに「その他プラスチック製容器包装」処理施設を建設されるが、それに合わせて市として対応していく方策、これもりサイクル率の向上に寄与すると考えている。

こちらについては、次回の審議会でもう少し詳細な説明をさせていただきたいと考えている。

会長：容器包装廃棄物において、例えば発泡トレー類、紙パックは資源化率 100%、集めたものは全て資源化されているが、他の資源化率はだんだん低下しており、特にびんについては収集したものの半分程度しか資源にされていない。これはどういうことか？

事務局：特に資源化率が低下しているびんのことでご説明する。

まず、資料における定義について、「収集量」は市民が排出されたものを市が収集する量、それに対して「資源化量」は容器包装リサイクル法に基づくものだけを上げている。

びんについて、城南衛生管理組合では、（市町により搬入されたびんを）「無色のびん」「茶色のびん」「その他のびん」に分別して処理しているが、この「その他のびん」についての扱いが若干変更された。

城南衛管では、「その他のびん」は（容器包装リサイクル法で定める）指定法人ルートで処理しているが、あとの 2 種類は独自ルートで処理しており、容器包装リサイクル法に係る資源としては活用していない（ため、カウントしていない）。しかし、この分は別の形で資源化しているため、全く無駄になっているかということそうではない。しかし、この資料ではそこまで細かく示すことができなかった

ので、表記上だけを見れば、びんの資源化率は下がっている方向に見える。

会長： 資源化率の定義の仕方がおかしいのではないか。

今の説明では、容器包装リサイクル協会に渡している分だけを（資源化量として）入れている、一般のリサイクル業者に渡している分は入っていない、と。

業者に渡した分も資源化されている、ということであり、また、容器包装リサイクル法では容器包装リサイクル協会・業者ともに渡すルートを認めているのだから、両方ともに含めた形で資源化量を出すのが普通ではないのか？

事務局： 説明がたびたび不備で申し訳ない。もう少しびんに特化して説明させていただく。

容リ法では、びんには「無色のびん」「茶色のびん」「その他のびん」3つの区分がある。

そのうち「無色のびん」「茶色のびん」について、（城南衛生管理組合では）いわゆる指定法人に引き渡さずに独自処理をされているが、これはここでは資源化量としてカウントしている。

「その他のびん」については指定法人に引き渡しているのだが、（城南衛生管理組合の基準によるこのカテゴリーへの分類では）指定法人の基準に合わないものも含まれてくることになる。それは、（資源化量にカウントしてはいないのだが）全て埋め立てをしているか、ということ実はそうではなくて、違う形でリサイクルされている。

ただ、会長のご指摘通り、この資料ではこの部分がリサイクルをしていないとしか見えてこないなので、どういった形をとれば適切な実績が反映できるか我々も勉強して、次の機会に改めてご報告する。

会長： びんについては特殊な事情があるということだが、缶やペットボトルについても資源化率は下がっており、この事情も少し教えていただきたい。

せっかく（資源ごみとして）収集しているのに（この結果であるとは）どうなっているのか。分別が悪くて混ざっている他のものを取り除いた結果なのか。もしそうであれば分別を徹底するための施策を実施しなければならない。

リサイクル率についてお尋ねするが、収集量分のうちの資源化率、という理解でよいか？

事務局： リサイクル率について、（計算式の）分母には、市で収集した量、家庭及び事業所から自己搬入された量、及び古紙類における集団回収量の合計量が、分子には、それらを中間処理して資源化できたものの総量、になる。

その結果、例えば 22 年度なら 24.1%であった。

会長： 市役所の業務に伴ってのごみは、自己搬入という形で処理をされているのか。
それとも予算化しての事業系という形か？

事務局： 市役所から出るごみについて、産業廃棄物については当然、担当課が予算を持って処分をしていく形になる。

ただ、一般廃棄物については実は、担当課が予算計上しているものとそうでないものがあり、そうでないものは自己搬入という形になる。

会長： ということは、お金を払って？

事務局： （自己搬入分については、担当課で予算計上していないものもあるが）払っている。

会長： 例えば、一階がタバコ屋さんだけ二階で家族が生活されているような小さい零細な事業所のように、ごみを明確に家庭系・事業系に分けるのが難しい、というケースはあるけれども、綿密に言えば、市役所（のごみ）は事業系として出しているのかどうか、ということは問題になり得る。

市役所がどういう見解を持っているか、ということだけははっきりさせておいた方が良い気がするので、次回までに検討しておくようお願いする。

委員： びんについて、無色のものも茶色のものもその他のものも、収集の際に混ざってしまうと思うが、資源化の際にはどのように対処しているのか？

また、「もえないごみ」等の収集日の前日や当日の早朝に、スチール等を中心に（ごみから抜き取って）持って帰る人がいる。ある意味これはごみの減量化につながっているのかも知れないが、どのような対策をとっているのか？

事務局： 一つ目のご質問について、びんは、収集後は城南衛生管理組合所管の「エコポート長谷山」という中間処理施設に搬入する。

そこでは、搬入されたピンを手選別により「無色」「茶色」「その他」に分けていき、最後に不純物を取り除くという工程で作業されている。

二つ目のご質問について、燃えないごみにまでは手が回せていないが、資源ごみとして収集している缶が抜き取りをされる事例が多発している。

ごみとして出されたものは「無主物」という扱いになり、「それは誰のもの（所有）か」という法的解釈が（課題として）あるが、別の観点から、市民の方のご

協力を得て分別収集しており、また収集した缶は福祉施設に（搬入し、その売却益を活動資金として）活用していただいているものもあることから、宇治市としてはそれを黙って見過ごすことはできないので、宇治警察署のご協力を得て随時パトロール等の対策を行っている。

正直なところ、啓発に当たる職員の人数に対して宇治市全体のごみ定点の数を考えれば、全てを網羅し対策を講じるのは難しいが、せっかく市民の方が分別にご協力して下さっていることもあり、こういった抜き取りは止めていただくよう、パトロール等を継続していく。

会長： びんについて、収集時に割れたりすると（「無色」「茶色」「その他」への）選別が難しくなるが、実際にそのような事象は起こっているのか？

事務局： 現実の収集の際には割れている（こともある）。どの程度割れているかという数字的なものは持ち合わせていない。

会長： 割れているがために手選別ができず資源化率が悪くなっている、という可能性はないか？調べておいてほしい。

空き缶の抜き取りについては、全国的に問題になっている。京都市はすでに条例を制定して抜き取りを禁止されている。

抜き取りをされる際に京都市などで（よく）苦情があるのは、缶を潰すなど（の行為において）朝早くからガラガラと音がして安眠を妨げられること。そして、恐らく抜き取りをされるのは（主に）アルミ缶であり、スチール缶などと一緒にごみ出しされていたら抜き取られた後にそれらは放置され、散乱している、ということ。それが京都市において条例化に至った一因であるのだが。

（宇治市では）そういった苦情はあるか？

事務局： 言われるように、事実そういった苦情を受けている。

その他

事務局： その他プラスチック製容器包装の処理に係る現況について。

城南衛生管理組合では、奥山リユースセンターの更新を計画。具体的には、平成 26 年度中に現行の粗大・不燃ごみ処理ラインに加え、新たにその他プラスチック製容器包装処理ラインが設置される予定。

その施設更新に合わせて、城南衛生管理組合の管内 3 市 3 町において、その他プラスチック製容器包装の分別・収集体制の再構築を行う必要があり、協議を重

ねている段階である。

会長： この件については、改めて市長からの諮問事項という形で（審議会に）おりてくるのか、それとも市の方で案を決めての報告議題という形になるのか？

事務局： 諮問ではなく報告という形で進めていきたいと考えている。

会長： 容器包装リサイクル法は来年見直しになる。

容器包装だけがプラスチックを使っているという訳ではない。今まで（の容器包装リサイクル法で）は、例えば容器包装・自動車というように品目別（の構成）になっているが、今後、仮に素材別（の構成）になった際にせっかくの施設（の使用）が混乱しないよう、両方を念頭に置きながら二段構えでの対応の検討をいただくようお願いする。

（終了）